

野田市農業委員会総会会議録（第14回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和5年12月8日午後3時00分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川 辺 茂	2番 山 田 賢 一
3番 筑 井 正	4番 齊 藤 和 夫
5番 石 塚 正 夫	6番 遠 藤 一 浩
7番 吉 岡 清 美	8番 荒 木 大 輔
9番 染 谷 美佐夫	10番 宇佐見 稔 久
11番 後 藤 和 久	12番 鳩 貝 直 子
13番 藤 井 愛 子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告第5号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第6号 農地法第30条に基づく農地利用状況調査の実施報告について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史

議長 ただいまから令和5年第14回野田市農業委員会を開会します。

本日の欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

1番 川辺 茂 委員、13番 藤井 愛子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で1,879平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業をしていないため、譲受人は、耕作農地の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

吉岡委員 今月は1班が担当で、12月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から4番、6番、議案第3号申請番号1番、2番、議案第4号申請番号1番から23番については遠藤委員、議案第1号申請番号5番、7番～10番、議案第2号申請番号1番、議案第4号申請番号24番から31番については山田委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について遠藤委員から報告をお願いします。

遠藤委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の田んぼでした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 2,006 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢の為、譲受人は、自宅に近いためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 2 番について報告します。

申請地は、五木字稲荷台の畑 3 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 430 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続した土地であり管理も難しいため、譲受人は、家庭菜園、自宅に近いためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 3 番について報告します。

申請地は、吉春字山ノ入の畑 1 筆耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第 1 号申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 185 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、耕作していないため、譲受人は、地主からの要望によりとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 4 番について報告します。

申請地は、吉春字栗向の畑 2 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第 1 号申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1,342 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、中里字上新田の畑 1 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第 1 号申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 991 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 6 番について報告します。

申請地は、西三ヶ尾字中坪の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番については関連していますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番についてご説明いたします。

申請地は、申請番号 7 番の畑 37 平方メートルと、申請番号 8 番の畑 100 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、お互いの土地が入れ替わった状態で使用していたため、適正な状態にするため交換するものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番について報告します。

申請地は、古布内の畑で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第1号申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で317平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年11月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第1号申請番号9番について報告します。

申請地は、新田戸字北坪の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第1号申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号10番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で621平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、耕作利便のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第1号申請番号10番について報告します。

申請地は、江戸町飛地字西高野の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で523平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸車両置場用地です。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、砂利が敷いてある土地でした。

始末書が添付されております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、既存柵があります。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、議案第2号申請番号1番から15ページの議案第4号申請番号1番から申請番号31番までの案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の申請番号1番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

議案第3号申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

申請地は、目吹字松砂で田7筆4,911㎡、畑1筆で836㎡、合計8筆5,747㎡の農地で、資材置場用地にする予定で令和2年12月2日に許可を受けておりました。

当初の計画では、平均1.3m程度埋め立てし資材置場とする予定でした。

計画どおりに埋め立てを進めてきましたが、深い田であったため、土砂を入れた上に鉄板を敷き安定させようとするも沈降の度合いが大きく、当初計算した量の土砂を使用しても埋め立てが完了しなかったため、期間の延長と使用する土砂の量を変更する必要が生じました。

当初の期間は令和2年12月2日から令和5年12月1日まででしたが、令和6年12月1日まで、土砂の量が4,601㎡から8,188㎡に変更となる申請がなされました。

事業に要する経費等については変更がありません。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

現地を確認した結果、計画通り資材置場として一部埋め立ててありました。

現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 議案第3号申請番号2番、議案第4号申請番号2番については関連案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番、議案番号4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、令和5年10月25日付けで目吹字砂田の田8筆、10,211㎡で農地造成の許可を受けておりましたが、今回新たに地権者の同意が得られたため、田1筆1,104㎡追加の11,315㎡に変更となりました。

令和5年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号2番、議案第4号申請番号2番について報告します。

現地を確認した結果、農地造成前で草が生い茂った農地でした。

現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

吉岡委員 1番の方なんですが、土砂の量4601立方メートルから8000立方メートルと倍になっているんですけども、当時5条申請で所有権移転の農地造成したんですか。

もしそうであるならば、当初の計画で設計ミスじゃないんですか。

私はそう思いますけど。

倍入るなんておかしいよね。

事務局 まず権利の種別は所有権移転で5条申請されました。

吉岡委員 農地造成されたんでしょ。

事務局 埋立てしている途中なんですが、委員さんがおっしゃっている通りなんです。

吉岡委員 その時点で、農地造成の申請をするときに。

議長 農地造成ではなく資材置場の造成。

吉岡委員 資材置場でも土砂入れたんでしょ。

軽微変更ですか。

盛土でしょ。

事務局 盛土です。

吉岡委員 盛土と造成だとずいぶん違ってくるんじゃない。

事務局 盛土で資材置場にするということで許可を取っている。

吉岡委員 盛土で資材置場やるんだけど、その時に地質調査までさせなかったんですか。
してないんですか。

事務局 地質調査は環境保全の方で確認しています。

吉岡委員 やったんだ。

じゃあそこでミスがあったんじゃないですか。

倍入るなんてありえないもん。

ボーリングするだろうし。

盛土申請だって、3 か月以内の工事期間だって決まってるよね。

事務局 決まってないです。

工事期間は決まっていません。

吉岡委員 5 条で転用したんでしょ。

転用して資材置場にするってことで盛土申請したのか農地造成で申請したのかわからないけれども、最初 4600 入っていて、これじゃだめだっていうんで、あとで倍入れたわけでしょ。

その時点での、盛土申請時の書類とかに問題は無かったかと聞いているんです。

事務局 そちらについては環境部の方が主ですね。

吉岡委員 じゃあそれ聞いてからの方がいいんじゃないですか。

それははっきりしてからじゃないと審議は難しいんじゃないですか。

事務局 環境はそれでいけるということになっています。

吉岡委員 設計ミスとかそういうのは無いということだね。

事務局 そういうふうには聞いてます。

吉岡委員 納得いかないな。

実際そういうことってありましたか。

倍入るって。

事務局 埋め立て自体がそんなにありません。

吉岡委員 無いでしょ。

設計ミスかなんらかの問題があったのではないのかと言っているんです。

事務局 そうなのかもしれませんね。

吉岡委員 聞いてみてください。

議長 ここの土地が深い。

吉岡委員 深いのはわかっている。

だから土入れたんでしょ。

入れてみて数年後に分かったのか分かっていなかったのか。

事務局 当初計画通り進めて、工事中にもっと入るってということが分かったんで、今回申請があった。

吉岡委員 だからそういう申請は通らないでしょっていうの。

他の人の場合には。

わからないけど入れるの良いですかでは通らないでしょ。

事務局 その時は 4000 いくつで通ると思って。

吉岡委員 それで収まると思ってやったわけでしょ。

その時に設計ミスがあってこういったことになったわけでしょ。

事務局 だから計画変更が出てきました。

吉岡委員 だからそれはそれですんなり認めちゃっていいんですかと聞いているんだよ。

そうしないと事例いくらでも出てきますよ。

事務局 環境の方はそれで認める方向です。

そうすると農業事務所の方も許可すると思います。

吉岡委員 そうすると書類の不備はなかったということですか。

事務局 はいそうです。

吉岡委員 しょうがないですね。

議長 ようは〇〇の計算ミスですね。

吉岡委員 だからそこなんです問題は。

そういったものがまかり通っちゃうっていうのがね、これから問題だよね。

筑井委員 単純に言うとは計画変更なんです今回。

ですから、計画したようにいかなかったから計画変更って出てきたんです。

ですから、最初のとおりにいけば、計画変更出なかったんですよ。

ですから、途中までやったら、これじゃどうにもなんないなってなったんで、計画を変更しますということで、出したわけですから、結局は最初のがミスはミスなんですけども、ミスを補うための、今回計画変更なんですネ。

ですから書類上のミスでは無いってことなんですネ。

例えば前にも2階建にしようとしたら平屋にしたなんて計画変更出ましたよね。

それが最初から2階建がミスだったのかということと同じで、途中から1階にしたんですよという時のために、農地法の5条の計画変更っていうのが出るわけなんです。

ですから最初の計画がだめだったっていうのは結果論としてはそうなんです、最初は良かれと思ってやったけど結果がだめだってなって農地法の計画変更を出しますよ。

逆に無許可でやってるわけじゃなく、計画変更して増やしますよと比較的良心的な申請だと思うんですよ。

黙ってそのまま盛っちゃうととんでもないことになっちゃうんで。

それ途中で、土が足りないなって判断したんで、計画変更出したんだと思いますよ。

ということですよネ。

事務局 はい。

議長 特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号及び議案第4号申請番号2番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で853平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、太陽光発電施設用地となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番、4 番については同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 3 番、4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1,200 平方メートルの内 328.7 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による一時転用による仮設通路です。

令和 5 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案 4 号申請番号 3 番、4 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、第 1 種農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は例外的に許可されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行なわず鉄板を敷き、仮設通路用地とする計画となっております。

給排水関係は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 1,163 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第4号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については改良区区域外と回答を得ています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で370平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第4号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砂利敷きしバリケードを設置する計画となっております。

また、暗渠等を掘り、隣地の農地に土砂の流出を防止します。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については改良区区域外と回答を得ています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番から 23 番については同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 7 番から 23 番についてご説明いたします。

申請地は、田 51 筆 32,904 平方メートル、畑 3 筆で 1,374 平方メートル、計 54 筆 34,278 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

令和 5 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 4 号申請番号 7 番から 23 番について報告します。

今回の申請は大規模な案件かつ第 1 種農地であることから、12 月 5 日に農業委員 12 人、第 2 地区の農地利用最適化推進員 4 人で現地調査を実施しました。

まず農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用区地区域内の農地ではなく、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、草が生い茂った農地でした。

雨水対策については、建物基礎ピット内に、野田市の基準（1,450 t /ha）を満たす貯水槽を設けて、許容放水量以下で既存の流末に接続します。

宅内の汚水対策については、浄化槽を設けて排水基準以下の処理水のみを既存の流末に接続します。

用水については、野田市水道より給水します。

周辺農地への被害防除対策は、周辺農地への土砂流出が無いよう、擁壁や法面を整備します。また日照、通風への影響が最小限になるように計画しております。

行政庁の許認可である、都市計画法第32条の規定による公共施設管理者同意書、埋め立ての特定事業申請書は受付された写しが添付されております。

宅地開発事業計画検討結果報告書も提出されております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたが、皆さんと一緒に申請者からの事業計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 第1種農地の不許可例外規定について、事務局の説明を求めます。

事務局 第1種農地は原則として転用が許可をすることができない農地ですが、例外規定があります。千葉県農地転用関係指針の中で、一般国道や県道の沿道の区域の流通業務施設は例外規定に該当します。

隣接するSBSの物流施設も同様の例外規定に合致し、過去に千葉県の許可を得ております。

また、申請地は野田市の市街化調整区域における地区区域計画運用基準における幹線道路沿道開発誘導ゾーンに設定されており、制度的に物流倉庫の建設が可能な立地となっております。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

- 申請代理人着席 -

議長 本委員会としては、当該地は第1種農地であり、10haを超える集团的農地、立地基準では原則不許可となることから農地を農地で利用していただきたいところであります。

さらに農地を守る役割があることから慎重審議にならざるを得ません。

また、事務局を通して千葉県及び千葉県農業会議からも慎重審議するよう指導を受けております。

それでは最初に自己紹介をしていただき、今回の概要、計画等を詳しく説明してください。

申請代理人 申請人〇〇の代理人〇〇の〇〇と申します。

〇〇の〇〇と申します。

同じく〇〇の〇〇です。

今回の申請内容ですが、申請人は〇〇。

申請地は〇〇の 54 筆になります。

面積は、農地で 34278 平方メートルで、全体では、49723, 61 平方メートルです。

用途は、物流倉庫の建設になります。

施設の内容としましては物流倉庫 1 棟、駐車場が普通車とトラック用となっています。

県道に面しておりまして、出入口は市道と県道の既存の交差点、そちらを拡幅して、出口と入口としております。

雨水排水は地下の貯留浸透施設で都市計画法上の基準を満たした形で、雨水抑制を行い、オーバーフロー分のみ水路に放流します。

区域内をはしっております既存の水路に関しては、流れを妨げないように計画しております。

汚水はこちらの区域内に浄化槽は設置して、区域内で処理した水のみを水路の方に、放流する予定であります。

上水については、野田水道から引き込み予定です。

緑地の方は事業実施区域の 10 パーセントを緑地といたします。

盛土については、場内の発生土で、足りない分に関しては、外部からの搬入で造成します。

搬入に関しては、野田市の特定事業の許可を申請して、環境保全課さんと調整したうえで、規定のものを搬入する予定でございます。

全体の工期としては、来年の 5 月着工し 3 年間を目指しております。

今回周辺への対策としまして、通風については事前に専門機関に依頼しまして、周囲の田畑には建てる前と後で影響はないという検査結果が出ております。

日影についてこちらも事前に専門機関で確認をしまして、夏至のころについては敷地内で影が収まります。

冬至のころについては、午前 9 時台くらいまで、北側の一部の宅地に影が伸びる予定でございますので、そちらの住人の方には事前に説明をしまして、了承を取っております。

今回の事業計画と土地の選定理由についてなんですが、今回事業を行うにあたって、近年の物流業界で慢性的に、ドライバーの不足、時間外労働の見直しが行われるということで、今後長距離の輸送が厳しくなるという風潮になっていまして、以前から、そういった長距離の移送から、中距離の移送へ切り替えが進んでいるとのことです。

申請人の〇〇さんも、そういった背景から、関東各地から中継地点を増やしているんですが、この近辺では常磐自動車道上に中継地点が無いということで、今回柏インターチェンジ付近を検討しておりました。

今回〇〇に中継地点ができることによって、既存の施設の利便性が増すということで、今回重視したものとなっております・

ほかのところでは今回と同規模の土地を入手できなかったことから今回この土地を選定しました。

今回場所が市街化調整区域なんですけれども、野田市の地区計画の運用基準で、幹線道路、沿道誘導ゾーンということで、制度上も物流施設の建設も可能ということで最終的に選定場所といたしました。

以上になります。

議長 何かご質問ありますか？

川辺委員 盛土の台数はどのくらいですか。

申請代理人 だいたい1日30台、40台ダンプで搬入する計画でございまして、環境保全課さんには今のところ問題とは言われておりません。

吉岡委員 現地調査して、書類上は問題ないと思ったんだけど。

何が言いたいのかというと、第1種と第2種の違いなんだけど、第1種ってなってるでしょ、農政課の方でどういうふうに見直ししてるのかなって。

随時見直ししてるっていうんだけど、なんでいつまでも第1種ってやってるのかなって。

第1種でやりたいなら逆に農地の開墾ってものに力を入れておくべきものだと思うんですが、それが矛盾しているのですね。

1種農地を特例で、県道国道沿いだからオッケーじゃなくて、今現状の第1種農地としてみるにみられない状況になっているわけだから、その辺の改革の方が先じゃないのかなって思うんだけど。

その辺が農政課どういうふうにお考えなのかなって。

その辺から考えていかないとやはり地域のことに關してもこれからの開発に關しても、疑問を感じられるってなってくるので、そういった1種とか2種とかこれから開発においても、重要な課題になってくるので、ぜひ農政課のほうにそのことをお伝え願えればと思っております。

以上です。

議長 それは意見として受けておきます。

筑井委員 緑地の関係で、10パーセントということだったんですけども、この説明計画書だと、1パーセントとなっていると思うんですけど。

どっちなんですか。

申請代理人 お配りしている土地利用計画図の事業概要があるんですが、12.32パーセントの計画です。

筑井委員 場内緑化というところですね。

申請代理人 今回緩衝緑化というところ含んでおります。

筑井委員 この場内緑化の場所はどこなんですかね。

申請代理人 だいたい薄緑の赤い線の近くです。

筑井委員 そうすると下側の水路沿いですか。

申請代理人 そうです。

筑井委員 わかりました。

宇佐見委員 これは〇〇地区の人からお伺いしたんですが、今回のここにできると、かなり交通に危険があるのではないかというお話があったのですが、車両に対してかなり危険が及ぶのではないかとそういうお話があったのですがその点に関してはどのような配慮を行っているんですか。

申請代理人 現状のT字路の部分は見通しの悪い状況でして、他の関係機関からも、言われてはおります。

現状はそこの部分はですね、トラック2台以上通れる形で拡幅して、見通しに関しても、確保する計画で県警とか、県道を管理している土木事務所と今協議しております。

議長 道路拡幅するってことですか。

右折車線を増やすってことですか。

申請代理人 車線は増やせないで、県道の車線は今と同じです。

曲がった部分の市道の方を拡幅します。

県道の方を拡幅する話もありましたが、警察と話をしてそれはできないようです。

議長 そうすると左折右折で出る場合は、かなり一時的に流れているのが止まるということですね。

申請代理人 誘導員を用意して現状の流れを妨げないようにする計画でございます。

鳩貝委員 工事の地域の方に説明というのはどのくらいしてらっしゃるのか聞きたいんですけども。

申請代理人 今回都市計画の方で地区計画の立ち上げということで、今までに2回近隣住民を対象に説明会をしております。

〇〇の町内自治会さんや〇〇の自治会さんにご協力いただきまして、人を集めて、公民館でやっております、今のところ2回意見をいただいてやっております。

藤井委員 法令関係の許認可の見通しはどうなっていますか。

申請代理人 本体の方は農地法と都市計画課は事前協議が完了しています。

地区計画は本申請待ちとなっております。

議長 他に質問がないようでしたら、申請代理人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか？

- 異議なしの声あり -

議長 お忙しい中、お疲れさまでした。退席されて結構です。

- 申請人退席 -

議長 地区農業委員として宇佐見委員の意見をお願いいたします。

宇佐見委員 私の記憶では、当該地は 25～26 年前には既に耕作されておらず、ヨシが生えていて火災が発生し、私は消防団員として消火作業をした場所です。

耕作されなくなった要因は、地形的に利根運河の堤防と水路があり、全体的に低い土地で夏に大雨が降ると水ハケが悪いため、農業機械が入ることができず、収穫は断念せざるを得ない水田でした。

吉岡委員 今回現地調査するときに農業委員全員参加したんですけども、県の農業会議も視察来るんですか。

事務局 来週の火曜日。

吉岡委員 その時の農業会議の人が納得するためにやらないといけないと。

第 1 種をほっといてこうなっちゃったから許可認可しますよと、こういうあいまいなことではないんだろうか果たして農業振興になるのだろうか疑問に思う。

県道 1 車線、事務局によると他にも計画があると聞きました。

県道耐えられるんですかね。

農業会議の意見を聞きながらもう一度審議しなおすならしなおす。

許可なら許可するとした方がいいんじゃないですか。

その辺慎重にした方がいいんじゃないですか。

他の市に野田市は審議が甘いのではないかといわれたからです。

議長 確かに道路は狭いかもしれませんね。

まあ道路に関しては農業委員会はどうなんですかとしか言えないです。

農業会議の審査がありますので、審議を続けます。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については意見書、同意書が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許可の可能性は確実であり、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 24 番、25 番は同一申請者なので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 24 番、25 番についてご説明いたします。

13, 14 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 934 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第 4 号申請番号 24 番、25 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、安全鋼板およびフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 26 番から 28 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 26 番から 28 番についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、畑 4 筆で 3,205 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第 4 号申請番号 26 番から 28 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 29 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 29 番についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1,104 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第 4 号申請番号 29 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 30 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 30 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 285 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 5 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第4号申請番号30番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、碎石を敷き、土埃や土砂の流出を防ぎ、周囲を短管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号31番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号31番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で237平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和5年11月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 議案第4号申請番号31番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給水は接続し、汚水、雑排水は浄化槽より道路側溝に接続します。雨水は浸透枳により敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック２段で土留めを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許可は確実で、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 31番は分家住宅ですか。

事務局 分家住宅です。

筑井委員 前も話したんだけど、備考欄に分家住宅なら分家住宅、農家住宅なら農家住宅と入れてほしい。

事務局 わかりました。

後藤委員 誤記かどうか確認 30番の譲受人なんて言う会社ですか。

事務局 ○○です。

後藤委員 わかりました。

議長 特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号1番から31番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

吉岡委員 全部含みなんですか。

これで決めちゃっていいのかな。

スポーツ公園作るとかそういうの無くていいのかな。

染谷委員 使えない土地を有効に使っているんだからいいんじゃない。

ヨシなんか生えててタバコでも捨てられたら火災おきちゃうよ。

誰か草刈りやって農地として使うなら簡単には許可出せないけど。

倉庫でもなんでも建てて有効利用してもらった方がいい。

筑井委員 許認可は野田市じゃ許可できないよね。

野田市としては県に進達するだけだね。

事務局 全部市は許可できないです。

県が許可です。

許可相当か不許可相当かの意見だけです。

筑井委員 不許可相当という意見を出すとそれなりの理由が必要。

事務局 20000平方メートル以上なんで県農地・農村振興課です。

筑井委員 ここでは許可相当か不許可相当の意見しか出せない。

吉岡委員 第1種なんでもう少し使えるなら有効に使用してほしい。

筑井委員 吉岡さんに同じ意見なんだけどさ、第1種といたって農業出来ないよね、他に繰り上げてもらいたい。

昔作った第1種では100000平方メートルでもきれいにしていたけど今は荒れちゃっている。

事務局 第1種農地は100000平方メートルってなっている。

地区計画で物流ということで野田市で決めています。

筑井委員 第1種ってのは関係ないんだね。

荒木委員 賛成反対って審議して、許可相当って意見出すと思うんだけど、付則的な意見ってつけないですか。

というのも、農業委員会の管轄ではないけどもの、道路が危ないんで、どうのとか意見って。シンプルに賛否だけならそれだけなんですけども、そういうのはつけられないんですか。

事務局 農業委員会は周りの農地への影響を見ろってなっており、道路は警察です。

荒木委員 それはわかっちゃいるんです。

そのうえで、付則的なものをつけられるか聞きたいんです。

筑井委員 農業委員会ではなくて野田市全体として、道路の問題については別枠するべきだよね。

都市計画課とかがね。

事務局 それは都市計画課が判断します。

荒木委員 道路の件は言えないってことですね。

筑井委員 それは事務局からお願いで伝えることしかできないよね。

議長 それでは採決をします。

賛成の方は挙手をお願いします。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

16 ページをご覧ください。

野田市長より令和5年12月5日付けで、令和5年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、1年9ヶ月の賃借権設定が田12筆で32,656平方メートル、5年の賃借権設定が田7筆で18,852平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 参考までに番号1～7番の借受者についてどういう組織が概要説明してもらってもいい。

事務局 よくはわかりませんが、〇〇地域の農家の人が集まって作られた法人です。

吉岡委員 〇〇さんの1年9か月半端じゃないかな。

議長 ブロックローテーション。

吉岡委員 ああ。

議長 特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。
これより議案第5号について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。
運営委員会の報告に移ります。

後藤運営委員会議長 それでは協議事項について報告させていただきます。

第1番につきまして、農業委員会だよりにつきましては、第40号としまして、2月に発行する予定として決定しました。

その他につきましてはございませんでした。
以上です。

議長 ありがとうございます。

それで農業委員会だよりなんですけども、下に広告が載っていると思うんですけども、〇〇については来年２月号をもって広告をお断りしたいと話がありましたので１つ枠が空きますので、次の秋に発送するときに広告を募集心がけていただきたいと思います。

報告事項に移ります。

「報告第１号から第６号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第１号から報告第６号についてご説明いたします。

報告事項の１ページから６ページをご覧ください。

報告第１号 農地法第３条の３の規定による相続の権利取得の届出は、１０件受理しております。

次に７ページをご覧ください。

報告第２号 農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、４件受理しております。

次に８ページから１３ページをご覧ください。

報告第３号 農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、２１件受理しております。

なお、報告第１号から第３号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に１４ページをご覧ください。

報告第４号 農地法第１８条の規定による合意解約は、２件提出がありました。

次に１５ページをご覧ください。

報告第５号 農地利用集積計画の中途解約は、１件提出がありました。

報告第６号 農地法第３０条に基づく利用状況調査の実施報告について。

報告第６号については藤井委員より報告していただきます。

藤井委員 １０月１１日と１２日に農地利用最適化推進委員及び農業委員が担当区域ごとに市内全域の現地調査を行いました。

その結果、第１区域は７筆で約０.５９ha、第２区域は９筆で約０.４１ha、第３区域は１筆で約０.０２ha、合計は１７筆で約１.０３haを新たに遊休農地と判断しました。

なお、第２区域において１筆、約０.２３ha、解消されていることを確認しました。

今後、遊休農地所有者に対しては、１２月中旬を目途に農地法第３２条に基づく農地の利用意向調査を実施いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後 4 時 45 分）

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和5年12月8日

議 長

署 名 人

署 名 人